証券コード　2485
平成27年12月３日

株　主　各　位

名古屋市北区黒川本通三丁目35番地１
株　式　会　社　テ　ィ　ア
代表取締役社長　冨　安　徳　久

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第19回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年12月17日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成27年12月18日（金曜日）午前10時

２．場　　所　名古屋市中区金山町一丁目１番１号
ＡＮＡクラウンプラザ　ホテルグランコート名古屋
７階　ザ・グランコート
（会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申しあげます。）

３．目的事項

報告事項　第19期（平成26年10月１日から平成27年９月30日まで）事業報告および計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役８名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.tear.co.jp）に掲載させていただきます。

本年より、株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。何卒ご理解の程よろしくお願い申しあげます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

１．株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、底堅く推移する個人消費や企業マインドの改善による設備投資の増加等により、緩やかな回復基調となりました。また、景気の先行きに対しましては、雇用や所得環境の改善や住宅投資の持ち直し等を背景に、回復傾向は持続するものと見られておりますが、新興国・資源国経済の減速による輸出や生産活動への影響等、先行きに対する不透明感は拭えない状況です。

葬儀業界におきましては、葬儀に関する潜在的需要は人口動態を背景に年々逓増するものと推計されておりますが、葬儀単価におきましては、核家族化や葬祭規模の縮小等により減少傾向が続いております。直近の業界環境といたしましては、全国の死亡人口が増加していないことに加え、各社の営業施策等により、葬儀件数、葬儀単価共に横這いの推移となりました。

かかる環境下、当社は顧客満足度の向上を図るべく「明瞭な価格体系による葬儀費用の明確化」「徹底した人材教育によるサービスの向上」「ドミナント出店による利便性の向上」を戦略の基本方針とし、直営・フランチャイズ出店による徹底した差別化戦略を展開しております。

当事業年度におきましては、中長期目標200店舗体制の実現を目指すべく「新生ティア」をスローガンに掲げ、７項目の戦略テーマを推進してまいりました。新規会館につきましては、直営会館として名古屋市内に「ティア滝ノ水」「ティア岩塚」、愛知県下に「ティア津島」「ティア小牧中央」を開設いたしました。フランチャイズにおきましては、岐阜県下に２店舗を開設し、これにより直営43店舗、フランチャイズ36店舗の合計79店舗となりました。また、既存会館におきましては、葬儀ニーズの多様化に対応するために「ティア御器所」「ティア豊橋」の改修工事を行い、小規模葬儀に対応した設備を増設いたしました。経費面では、商品改革の一環として、取扱商品や仕入単価の見直しに加え、葬儀に付帯する一部の業務の内製化にも取り組んでまいりました。また、業容拡大に伴う人材確保や、知

名度の浸透を図る販売促進等も積極的に実施いたしました。

この結果、売上高は102億５百万円（前期比7.1%増）となり、売上原価率は前期と比べ0.8ポイント低下し、販管費は前期比10.0%増となりました。これにより、営業利益は10億77百万円（同8.6%増）、経常利益では10億22百万円（同10.5%増）、当期純利益は６億52百万円（同19.0%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

葬祭事業におきましては、「ティアの会」会員数の拡大を図るべく、各種会館イベントや提携団体・企業向けの営業等を積極的に取り組んでまいりました。また、提携企業で特典や割引が受けられる等の会員向け優待サービス「ティアプラス」の充実にも努めてまいりました。葬儀件数におきましては、堅調に推移する既存店に加え、新たに開設した会館の稼働により、前期比9.8%増の8,019件となり、葬儀単価におきましては、祭壇単価の低下や送迎バスにかかる契約内容および取引実態の変更等により、前期比3.8%減となりました。この結果、売上高は98億87百万円（同6.8%増）、営業利益は16億47百万円（同4.7%増）となりました。

フランチャイズ事業におきましては、フランチャイズの会館が前期に比べ２店舗増加し、これによりロイヤリティ収入が順調に増加したのに加え、会館向けの物品販売や出店に係る加盟料等も増加いたしました。また、紙面広告やウェブ広告を活用した新規クライアントの開発も積極的に実施し、これにより、売上高は３億18百万円（同18.5%増）、営業利益は50百万円（同16.9%増）となりました。

セグメント別	売上高
葬祭事業	9,887,039千円
フランチャイズ事業	318,634
合計	10,205,674

（注）１．金額は販売価格によっております。
２．上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は10億73百万円で、その主なものは次のとおりであります。

① 当事業年度中に完成した主要設備

葬儀会館ティア滝ノ水の新築工事	１億35百万円
葬儀会館ティア岩塚の新築工事	１億70百万円
葬儀会館ティア津島の新築工事	１億60百万円
葬儀会館ティア小牧中央の新築工事	１億97百万円

② 当事業年度中において継続中の主要設備の新設、拡充

基幹システム（ソフトウェア含む）	２億１百万円

③ 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当事業年度においては、設備投資および運転資金に充当するため、６億75百万円を金融機関からの長期借入により調達しております。

また、設備投資に充当するため、平成26年12月10日を払込期日とする公募により1,687,700株、平成26年12月26日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出に関する第三者割当増資により255,500株を発行いたしました。これにより総額で11億58百万円の資金調達を行っております。

(4) 財産および損益の状況の推移

区　　分	第16期 (平成24年９月期)	第17期 (平成25年９月期)	第18期 (平成26年９月期)	第19期 (当事業年度) (平成27年９月期)
売　上　高（千円）	8,355,740	8,919,709	9,527,583	10,205,674
当期純利益（千円）	418,665	517,233	548,037	652,042
１株当たり当期純利益　（円）	22.97	28.38	30.07	32.96
総　資　産（千円）	8,079,048	8,504,401	8,913,282	10,137,064
純　資　産（千円）	2,435,589	2,873,005	3,284,353	4,970,200
１株当たり純資産額　（円）	133.65	157.66	180.24	246.47

（注）１．売上高には、消費税等は含まれておりません。

２．平成25年１月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割、平成25年10月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割、平成26年10月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。これらの株式分割が第16期の期首に行われたと仮定して１株当たり当期純利益および１株当たり純資産額を計算しております。

(5) 会社が対処すべき課題

当社は中長期目標であります会館数 200店舗体制の実現を目指すべく、中部地区での経営基盤を強化し、関東地区、関西地区の収益化と出店を加速する体制を整備する局面であると判断しております。また、直営・フランチャイズによる中長期の出店方針に加え、「業界環境の変化に対する認識の共有と対応方針」「中長期目標を達成すべく将来に向けた取り組み」「現在の課題と戦略の基本方針のブラッシュアップ」を推進していかなければなりません。さらに、企業価値を高め、株主共同の利益を確保・向上させる取り組みも必要であると判断しております。

そこで、当社といたしましては、「オンリーワンブランド“ティア”」のスローガンのもと、平成30年９月期を最終年度とする中期経営計画を策定し以下の４項目のテーマを推進してまいります。

① 利益成長を持続させつつ継続的な会館出店とフランチャイズ事業の業容拡大の推進

葬儀需要の増加が見込まれる環境下、当社といたしましては、利益成長を維持しつつ、中長期目標であります会館数 200店舗体制の実現に向け、新規出店ペースの加速化局面であると判断しております。従いまして、直営会館におきましては、中部地区での積極的な出店により経営基盤の強化を図り、新たな成長の源泉であります、関東地区・関西地区でのドミナント展開に向けて体制を整備してまいります。

フランチャイズにおきましては、神奈川県、茨城県への進出と早期の立ち上げを行うと共に、太平洋ベルトラインを重点開発エリアと位置づけ、新規クライアントの提案営業を推進してまいります。

② 業界環境の変化に対応した営業施策とブランド力の向上の推進

葬儀ニーズの多様化や葬儀の小規模化といった、業界の新たな潮流に対応すべく、葬儀に関連したサービスの開発と、コンタクトセンターにおけるユーザビリティの向上等に努めてまいります。さらに、小規模葬儀に対応した既存会館の改装も計画的に実施してまいります。

また、ＰＲ・ＩＲ活動を継続的に実施し、中部地区・関東地区・関西地区のみならず、日本全国を対象に当社の知名度と認知度の向上に努めてまいります。

③ 戦略的な商品開発とM&Aの推進

平成24年10月に葬儀付帯品を会館へ配送する物流センターを稼働したのに加え、商品調達手法や取扱商品の見直しを行い、商品原価率の低減につ

とめてまいりました。今後も、物流センターの機能拡大による商品調達の多様化、葬儀に関連する一部業務の内製化等により原価低減を推進してまいります。

また、近い将来、葬儀業界でも創業者の高齢化や、事業継承の問題が深刻化すると考えられますので、この状況をチャンスと捉え、M&Aを第３の成長エンジンと出来るように社内体制を整備してまいります。

④　中長期を見据えた人材の確保、育成の推進

葬儀サービスの質的向上を通じて、ホスピタリティ業として顧客満足度を高め、さらに中長期目標 200店舗体制の実現を目指すには、人材の確保・育成をこれまで以上に取り組む必要があると判断しております。

そこで、中長期の計画に基づいた人材採用に加え、人事処遇制度の充実に努めてまいります。また、人材教育機関「ティアアカデミー」におきましては、新卒社員・中途社員・フランチャイズ社員毎に研修項目の見直しを行い、新人スタッフのスキルの底上げを図ってまいります。さらに、葬儀に関する専門的な知識を有する「マスターセレモニーディレクター」の育成にも取り組んでまいります。

(6) 主要な事業内容（平成27年９月30日現在）

セグメントの名称	主　要　な　事　業　内　容
葬　祭　事　業	葬儀施行全般ならびに忌明け法要および年忌法要の請負、返礼品や仏壇・墓石の販売など葬儀終了後に行うアフターフォローサービス
フランチャイズ事業	葬儀事業に関するフランチャイズ事業

(7) 主要な営業所（平成27年９月30日現在）

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
本　　社	名古屋市北区	ティア黒川	名古屋市北区
ティア中川	名古屋市中川区	ティア山王	名古屋市中川区
ティア松葉公園	名古屋市中川区	ティア港	名古屋市港区
ティア名港	名古屋市港区	ティア笠寺	名古屋市南区
ティア道徳	名古屋市南区	ティア御器所	名古屋市昭和区
ティア大幸	名古屋市東区	ティア中村	名古屋市中村区
ティア本陣	名古屋市中村区	ティア岩塚	名古屋市中村区
ティア相生山	名古屋市天白区	ティア浄心	名古屋市西区
ティア栄生	名古屋市西区	ティア守山	名古屋市守山区
ティア四軒家	名古屋市守山区	ティア熱田	名古屋市熱田区
ティア瑞穂	名古屋市瑞穂区	ティア名東	名古屋市名東区
ティア緑	名古屋市緑区	ティア滝ノ水	名古屋市緑区
ティア覚王山	名古屋市千種区	ティア西枇杷島	愛知県清須市
ティア蟹江	愛知県海部郡蟹江町	ティア甚目寺	愛知県あま市
ティア豊明	愛知県豊明市	ティア豊橋	愛知県豊橋市
ティア豊橋南	愛知県豊橋市	ティア豊橋西	愛知県豊橋市
ティア岡崎南	愛知県岡崎市	ティア岡崎北	愛知県岡崎市
ティア岡崎中央	愛知県岡崎市	ティア春日井	愛知県春日井市
ティア味美	愛知県春日井市	ティア津島	愛知県津島市
ティア小牧中央	愛知県小牧市	ティア門真	大阪府門真市
ティア大東	大阪府大東市	ティア寝屋川	大阪府寝屋川市
ティア越谷	埼玉県越谷市	ティア鳩ヶ谷	埼玉県川口市

(8) 使用人の状況（平成27年９月30日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
348(61)名	27名増(１名減)	36.1歳	5.0年

（注）使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を（ ）内に外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況（平成27年９月30日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,081,766千円
株式会社名古屋銀行	644,859
株式会社みずほ銀行	502,752

(10) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様の利益の最大化を重要な経営目標としております。そのためには１株当たりの利益水準を一層高めることに注力し、財務体質の強化と将来の事業拡大に必要な内部留保およびそれらの効果による株主資本利益率（ＲＯＥ）の向上などを総合的に判断したうえで、今後の配当政策を決定する方針であります。また、業績向上時には増配や株式分割による株主への利益還元も積極的に行っていく予定であります。

当社の剰余金の配当は、期末配当を年１回行うことを基本的な方針としております。この他、毎年３月31日を基準日とする中間配当と、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨定款に定めております。なお、剰余金の配当の決定機関は取締役会であります。

内部留保資金につきましては、葬儀会館の建設を中心とした設備投資はもとより、業務提携やM＆Ａなどの戦略的な投資に有効活用し、葬祭事業の拡大および新規分野での事業展開を図ってまいります。

当事業年度の剰余金の期末配当金につきましては、平成26年11月10日に公表いたしました配当予想のとおり、普通配当３円（支払開始日は平成27年12月４日）とし、中間配当金を含む年間配当金を６円とさせていただきました。

次期事業年度の剰余金の配当につきましては、平成28年９月期業績予想を勘案し、中間配当金３円、期末配当金３円の合計６円とする予定であります。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項（平成27年９月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　　72,800,000株

（注）平成26年10月１日付にて実施した株式分割（１株を２株に分割）に伴い、発行可能株式総数は36,400,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数　　20,167,200株

（注）１．平成26年10月１日付にて実施した株式分割（１株を２株に分割）に伴い、発行済株式の総数は9,112,000株増加しております。

２．平成26年12月10日を払込期日とする公募による新株式発行により、発行済株式の総数は1,687,700株増加しております。

３．平成26年12月26日を払込期日とする第三者割当による新株式発行により、発行済株式の総数は255,500株増加しております。

(3) 株主数　　12,027名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	所有持株数	持株比率
株式会社夢現	7,792,000株	38.63%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,289,500	6.39
名古屋鉄道株式会社	1,280,000	6.34
冨安徳久	923,700	4.58
ティア社員持株会	343,800	1.70
深谷志郎	264,000	1.30
花重美装株式会社	183,200	0.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	170,500	0.84
在間文人	162,800	0.80
モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社	140,400	0.69

（注）持株比率は自己株式（1,470株）を控除して計算しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成27年９月30日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	冨安徳久	
専務取締役	岡留昌吉	人財・事業開発本部長
常務取締役	辻耕平	経営企画室長
常務取締役	宮﨑芳幸	葬祭事業本部長
取締役	山本克己	管理本部長
取締役	古賀一規	フランチャイズ事業本部長
常勤監査役	深澤廣	
監査役	稲生浩子	稲生浩子税理士事務所所長
監査役	出口紘一	

（注）１．監査役稲生浩子氏および監査役出口紘一氏は、社外監査役であります。
２．監査役稲生浩子氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
３．当社は、監査役出口紘一氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役および監査役

該当事項はありません。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	6名	141,150千円
監査役	3	18,360
合計	9	159,510

（注）１．上記のうち社外役員（社外監査役）に対する報酬額は２名11,120千円です。
２．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．取締役の報酬限度額は、平成22年12月21日開催の第14回定時株主総会において年額1,000百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
４．監査役の報酬限度額は、平成22年12月21日開催の第14回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。

5．上記の報酬等の総額には、当事業年度中に役員賞与として未払金に計上した次の金額を含んでおります。
・取締役６名　19,950千円
・監査役３名　2,640千円（うち社外監査役分２名　1,600千円）

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏　名	地　位	主な活動状況
稲生浩子	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会23回のうち21回に出席し、監査役会16回のうち15回に出席いたしました。税理士としての専門的見地から、議案審議等に適宜必要な発言を行っております。
出口紘一	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会23回のうち23回に出席し、監査役会16回のうち16回に出席いたしました。議案審議等に適宜必要な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要
当社と各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金５百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由
当社は、コーポレートガバナンス強化の観点から社外取締役は重要であると認識し、選任について検討しておりましたが、適切な候補者が見つからなかったことなどもあり、当事業年度末日において社外取締役を置かない状況となっております。
しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などをふまえ、社外取締役の人選に努めた結果、適任者を得ることができましたので、平成27年12月18日開催予定の第19回定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

５．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
①　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
②　当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,760

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成業務等を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は平成27年５月15日開催の取締役会において、平成27年５月１日施行の改正会社法および改正会社法施行規則の改正内容に基づいて、内部統制システムの基本方針の一部改定を決議いたしました。改定後の内容は、次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行を監督する。

「倫理・コンプライアンス規程」および「倫理・コンプライアンスガイドライン」を定め、取締役および各部署の責任者から構成される倫理・コンプライアンス委員会によって、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進を図る。

「倫理・コンプライアンスガイドライン」により役職員の行動規範を整備し、その基本方針としての企業倫理および遵守指針としての行動指針を設けることで、コンプライアンス体制の充実と強化を図る。全役員および従業員が法令等を遵守し、高い倫理観をもって行動するために、特に役員に対してはコンプライアンスに関する重要な情報を周知徹底する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報（取締役会議事録、株主総会議事録等）については、電子データを含めた文書の保存および管理責任者を選任し、文書の保存期間や閲覧できる者の範囲を法令および「取締役会規程」、「文書管理規程」等の社内規程によって管理する。取締役および監査役はこれらの文書等を常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」を定め、取締役および各部署の責任者から構成される倫理・コンプライアンス委員会によって、当社の事業活動において発生しうるリスクの防止を図る管理体制の整備、発生したリスクに対する対応等を行う。

各部署の責任者は、倫理・コンプライアンス委員会の委員として日常の業務活動におけるリスク管理を行う。具体的には、倫理・コンプライアン

ス委員会で内部統制の評価範囲を決定し、この評価範囲に該当する業務プロセスを担当する各部署で、当該業務プロセスに係るリスクの評価と対応をリスクコントロールマトリックスに記載し、倫理・コンプライアンス委員会で検討を行うことで、リスクの防止あるいは軽減に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を月１回開催し、また、必要に応じて、臨時取締役会を開催し、迅速で的確な経営意思決定を行う。

取締役の職務の執行が効率的に行われるために必要である適正な職務分掌は、「業務分掌規程」および「職務権限規程」において整備した。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「倫理・コンプライアンス規程」および「倫理・コンプライアンスガイドライン」を定め、取締役および各部署の責任者から構成される倫理・コンプライアンス委員会によって、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進を図る。

「倫理・コンプライアンスガイドライン」により役職員の行動規範を整備し、その基本方針としての企業倫理および遵守指針としての行動指針を設けることで、コンプライアンス体制の充実と強化を図る。

全役員および従業員が法令等を遵守し、高い倫理観をもって行動するために、定期的に開催される社内研修等による倫理面を重視した教育も実施する。

全役員および従業員が、法令、企業倫理について相談できる窓口として「社内通報制度」を設ける。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役（会）がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて監査役（会）スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役（会）より監査業務に必要な職務の補助の要請を受けた監査役（会）スタッフは、独立性を確保するため、その要請に関し、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

(8) 前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会は、「監査役会規程」に基づき、監査役（会）の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性を確保するための体制を決議し、当該体制を整備するよう取締役に対して要請する。

(9) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、その他重要な事実が発生した場合、監査役に対して速やかに報告する。また、監査役は必要な都度、取締役および従業員に対し、報告を求める。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための事項

監査役会は、報告者が不利な取扱いを受けることのないよう「監査役会規程」において報告者の保護を規定したうえ、取締役に対して、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の整備を要請する。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、「監査役会規程」に基づき、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項を決議し、当該体制を整備するよう取締役に対して要請する。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備および監査上の重要な課題について意見交換することで、監査役監査の実効性を確保する体制を整備する。

監査役は、内部監査部門と定期的な情報交換を行い緊密な連携を図る。

監査役又は監査役会は、取締役から当社に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じる。

監査役は、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見交換を行うとともに、必要に応じて報告を求める。

(13) 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な企業活動に悪影響を与えるあらゆる反社会的勢力・団体とは一切関わらない。万が一、反社会的勢力からの接触があった場合は、管理本部総務人事部総務課を対応する部署として、必要に応じて顧問弁護士、警察等の専門家に早期に相談し、適切な処置をとる。また、役職員に対しても社内研修等を開催し、反社会的勢力に関わりを持たない意識の向上を図る。

(14) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況は、内部統制システムの整備および運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

貸借対照表

（平成27年９月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**2,334,089**	**流動負債**	**2,481,600**
現金及び預金	1,812,792	買掛金	312,116
売掛金	223,359	短期借入金	116,668
商品	44,496	1年内返済予定の長期借入金	1,104,545
貯蔵品	51,786	リース債務	19,780
前払費用	113,768	未払金	487,600
繰延税金資産	91,271	未払費用	21,851
その他	3,883	未払法人税等	212,000
貸倒引当金	△7,268	前受金	1,993
固定資産	**7,802,975**	預り金	9,870
有形固定資産	**6,269,694**	賞与引当金	110,240
建物	4,205,706	その他	84,933
構築物	236,636	**固定負債**	**2,685,264**
車両運搬具	14,781	長期借入金	2,057,741
工具、器具及び備品	134,139	リース債務	373,976
土地	1,291,021	資産除去債務	253,547
リース資産	348,197	**負債合計**	**5,166,864**
建設仮勘定	39,211	**純資産の部**	
無形固定資産	**225,838**	**株主資本**	**4,970,133**
のれん	17,499	**資本金**	**1,159,794**
ソフトウエア	28,914	**資本剰余金**	**793,294**
電話加入権	6,249	資本準備金	793,294
その他	173,174	**利益剰余金**	**3,017,400**
投資その他の資産	**1,307,442**	その他利益剰余金	3,017,400
投資有価証券	411	繰越利益剰余金	3,017,400
出資金	20	**自己株式**	**△356**
長期前払費用	175,550	**評価・換算差額等**	**67**
差入保証金	1,012,172	**その他有価証券評価差額金**	**67**
繰延税金資産	119,287	**純資産合計**	**4,970,200**
その他	40,000		
貸倒引当金	△40,000		
資産合計	**10,137,064**	**負債・純資産合計**	**10,137,064**

損　益　計　算　書

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		10,205,674
売上原価		6,517,680
売上総利益		3,687,993
販売費及び一般管理費		2,610,393
営業利益		1,077,600
営業外収益		
受取利息及び配当金	7,189	
広告料収入	10,075	
受取保険金	7,591	
その他	8,176	33,032
営業外費用		
支払利息	63,840	
株式交付費	17,755	
その他	6,269	87,865
経常利益		1,022,767
特別利益		
固定資産売却益	34	34
特別損失		
固定資産除売却損	482	482
税引前当期純利益		1,022,319
法人税、住民税及び事業税	382,615	
法人税等調整額	△12,337	370,277
当期純利益		652,042

株主資本等変動計算書

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成26年10月１日期首残高	580,750	214,250	214,250	2,489,634	2,489,634	△356	3,284,277
事業年度中の変動額							
新株の発行	579,044	579,044	579,044				1,158,088
剰余金の配当				△124,276	△124,276		△124,276
当期純利益				652,042	652,042		652,042
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	579,044	579,044	579,044	527,766	527,766	－	1,685,855
平成27年９月30日期末残高	1,159,794	793,294	793,294	3,017,400	3,017,400	△356	4,970,133

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年10月１日期首残高	75	75	3,284,353
事業年度中の変動額			
新株の発行			1,158,088
剰余金の配当			△124,276
当期純利益			652,042
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△8	△8	△8
事業年度中の変動額合計	△8	△8	1,685,846
平成27年９月30日期末残高	67	67	4,970,200

注記事項

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・その他有価証券（時価のあるもの）：事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品：総平均法による原価法

・貯蔵品：最終仕入原価法による原価法

なお、たな卸資産の貸借対照表価額については収益性の低下に基づき簿価を切下げております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法（ただし、建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～38年
構築物	10～20年
車両運搬具	４～５年
工具、器具及び備品	３～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、のれんについては投資の効果が及ぶ期間(10年)に基づいております。また、自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法　金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象　当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

・ヘッジ方針　金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

・ヘッジ有効性評価の方法　特例処理を採用しているため、有効性の評価は省略しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

建物	270,167千円
土地	126,308千円
合計	396,475千円

② 担保付債務

１年内返済予定の長期借入金	5,788千円
合計	5,788千円

なお、上記の他に下記（3）に記載している債務保証も含まれます。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　2,834,553千円

(3) 偶発債務

当社の所有する建物の地主について、金融機関からの借入に対して次の債務保証を行っております。

保井正純　86,133千円

なお、上記保証については、地主の所有する土地及び当社の所有する建物96,923千円が担保に供されております。

3．損益計算書に関する注記

該当事項はございません。

４．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式　20,167,200株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式　1,470株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金の支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年11月10日取締役会	普通株式	63,778	普通配当 5 記念配当 2	平成26年９月30日	平成26年12月５日
平成27年５月11日取締役会	普通株式	60,497	普通配当 3	平成27年３月31日	平成27年６月８日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年11月９日取締役会	普通株式	60,497	利益剰余金	普通配当 3	平成27年９月30日	平成27年12月４日

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税	18,526千円
未払事業所税	6,854千円
貸倒引当金	15,041千円
賞与引当金	36,158千円
法定福利費	8,468千円
長期前払費用	10,993千円
減価償却超過額	49,398千円
資産除去債務	81,388千円
借地権	14,419千円
その他	19,359千円
繰延税金資産合計	260,610千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除却費用	50,019千円
その他	31千円
繰延税金負債合計	50,051千円
繰延税金資産の純額	210,558千円

６．リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年９月30日以前の建物については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理により使用しております。

７．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入及び増資により調達しております。

売掛金に係る取引先の信用リスクについては、経理規程に沿って営業債権の期日及び残高を管理すること等により、リスク低減を図っております。また、投資有価証券は上場株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は主に設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

なお、デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避する目的に限定して利用しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年９月30日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2) 参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,812,792	1,812,792	－
(2) 売掛金	223,359	223,359	－
(3) 投資有価証券	411	411	－
(4) 差入保証金	1,012,172	946,807	△65,364
資産計	3,048,735	2,983,370	△65,364
(1) 買掛金	312,116	312,116	－
(2) 短期借入金	116,668	116,668	－
(3) 未払金	487,600	487,600	－
(4) 未払法人税等	212,000	212,000	－
(5) 預り金	9,870	9,870	－
(6) 長期借入金　※１	3,162,286	3,168,220	5,934
(7) リース債務　※２	393,756	393,334	△421
負債計	4,694,298	4,699,811	5,512
デリバティブ取引	－	－	－

※１　長期借入金について、１年内返済予定の長期借入金を含めております。

※２　リース債務について、１年内に支払予定のリース債務を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

敷金・保証金の時価については、返還予定時期を合理的に見積り、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、並びに(5) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金、並びに(7) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリースを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

変動金利による長期借入金は、金利スワップの特例処理の対象とされており（下記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(6) 参照)。

(注2) 出資金(貸借対照表計上額20千円)は、商店街組合に対するものであり、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

８．関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注）１	科目	期末残高（千円）
主要株主（個人）及びその近親者	（株）夢現（注）２	（被所有）直接38.6	主要株主債務被保証	地代家賃支払に対する債務被保証（注）３	28,912	―	―
	横山　博一（注）２	―	債務被保証	地代家賃支払に対する債務被保証（注）３	28,912	―	―

（注）１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

２．横山博一は主要株主には該当しませんが、㈱夢現は横山博一及びその近親者の財産保全会社であることから、主要株主（個人）として各々記載しております。

３．当社は会館の賃借料に対して、主要株主㈱夢現および横山博一の債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　246円47銭

(2) １株当たり当期純利益　32円96銭

10．重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年11月５日

株式会社　ティア

取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野信勝 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	城　卓男 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂部彰彦 ㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ティアの平成２６年１０月１日から平成２７年９月３０日までの第１９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年10月１日から平成27年９月30日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針およびその他の注記）およびその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年11月６日

株式会社ティア　監査役会

常勤監査役　深澤　廣　㊞

社外監査役　稲生　浩子　㊞

社外監査役　出口　紘一　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条第２項および第40条第２項の一部を変更するものであります。

なお、定款第29条第２項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

（２）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、補欠役員の予選に関する規定の項数が変更されておりますので、現行定款第33条（監査役の任期）について所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（取締役の責任免除） 第29条　（記載省略） ２　当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定められた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	（取締役の責任免除） 第29条　（現行どおり） ２　当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定められた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。
（監査役の任期） 第33条　（記載省略） ２　（記載省略） ３　会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（監査役の任期） 第33条　（現行どおり） ２　（現行どおり） ３　会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
（監査役の責任免除） 第40条　（記載省略） 2　当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定められた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	（監査役の責任免除） 第40条　（現行どおり） 2　当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定められた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第２号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため２名を増員し、取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	とみやす　のりひさ 冨安　徳久 (昭和35年７月５日生)	平成６年３月　有限会社名古屋丸八互助会入社 平成９年７月　当社設立　代表取締役社長 （現任）	923,700株
2	おかどめ　しょうきち 岡留　昌吉 (昭和36年３月20日生)	昭和57年３月　有限会社名古屋丸八互助会入社 平成16年５月　有限会社みどり葬祭設立 代表取締役社長 平成17年10月　当社入社　葬祭推進本部長 平成18年７月　当社執行役員フランチャイズ事業本部長 平成19年10月　当社執行役員葬祭推進本部長 平成19年12月　当社取締役葬祭推進本部長 平成20年４月　当社取締役フランチャイズ事業本部長 平成23年12月　当社常務取締役フランチャイズ事業本部長 平成24年10月　当社常務取締役人財・事業開発本部長 平成26年10月　当社専務取締役人財・事業開発本部長（現任）	15,200株
3	つじ　こうへい 辻　耕平 (昭和47年３月31日生)	平成２年４月　株式会社サガミチェーン入社 平成19年１月　同社社長室長 平成23年４月　当社入社 平成23年10月　当社執行役員経営企画室長 平成25年12月　当社取締役経営企画室長 平成26年10月　当社常務取締役経営企画室長 （現任）	4,400株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	みやざき よしゆき 宮﨑 芳幸 (昭和51年６月３日生)	平成12年５月　当社入社 平成16年10月　当社葬祭営業本部長 平成18年７月　当社執行役員葬祭営業本部長 平成19年12月　当社取締役葬祭営業本部長 平成20年４月　当社取締役葬祭事業本部長 平成24年10月　当社取締役葬祭事業本部長兼フランチャイズ開発本部長 平成24年12月　当社取締役葬祭事業本部長 平成26年10月　当社常務取締役葬祭事業本部長（現任）	36,700株
5	やまもと かつみ 山本 克己 (昭和39年４月22日生)	平成15年５月　株式会社ファブリカコミュニケーションズ入社　経理部長 平成19年４月　株式会社アイ・シー・アール入社　管理本部長 平成21年３月　当社入社　経理課長 平成21年７月　当社執行役員管理本部長 平成21年12月　当社取締役管理本部長（現任）	9,900株
6	※ まなべ けんご 眞邉 健吾 (昭和49年７月12日生)	平成５年４月　日産自動車株式会社入社 平成19年11月　当社入社 平成22年１月　当社人財開発部　部長代理 平成26年10月　当社執行役員フランチャイズ事業本部付部長（現任）	－

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
7	※ もり　ぜん　りょう 森　善　良 (昭和19年６月29日生)	昭和43年３月　四日市倉庫株式会社（現 日本トランスシティ株式会社）入社 平成13年６月　日本トランスシティ株式会社 取締役 トランスシティロジスティクス中部株式会社　代表取締役社長 平成15年６月　日本トランスシティ株式会社 常務取締役 平成19年６月　日本トランスシティ株式会社 常任顧問 極東冷蔵株式会社　代表取締役社長 平成26年２月　株式会社アスト　取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アスト　取締役	－
8	※ おぎそ　まさと 小木曽　正　人 (昭和50年５月11日生)	平成11年10月　監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）名古屋事務所入所 平成15年６月　公認会計士登録 平成24年12月　小木曽公認会計士事務所設立（現任） 平成25年１月　税理士登録 平成26年５月　株式会社トレジャリンク設立 代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社トレジャリンク　代表取締役社長	－

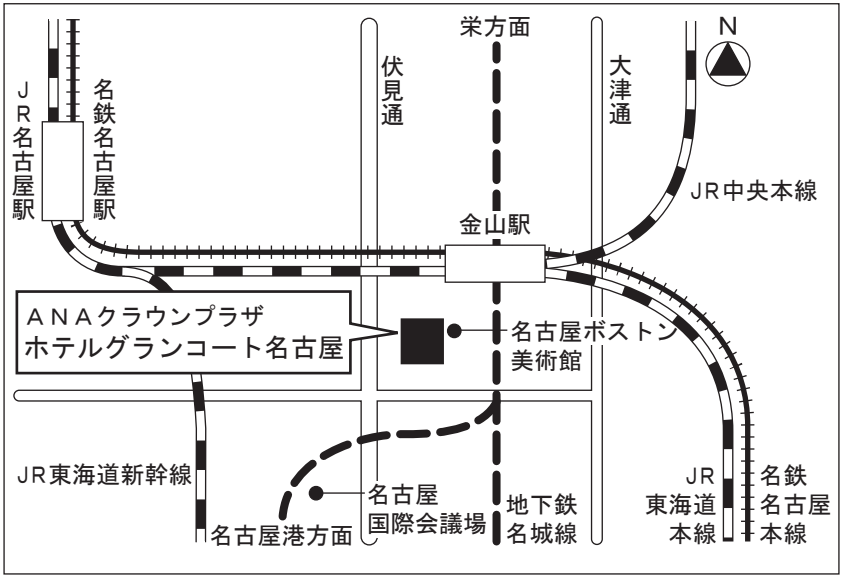
（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．森 善良氏、小木曽 正人氏は、社外取締役候補者であります。
４．当社は、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図り、経営の透明性をさらに向上させることを目的として、社外取締役を２名選任することといたしました。
森 善良氏は物流業界の経営に携わり多くの経験・知見を有しており、小木曽 正人氏は、公認会計士としての高度な専門的知識と豊富な経験を有しております。この社外の経験を活かして、業務執行に対する一層の監督機能の強化を図っていただきたいため、森 善良氏、小木曽 正人氏を社外取締役として選任いたしました。
５．当社は、森 善良氏および小木曽 正人氏が選任された場合は、両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金５百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。
６．森 善良氏および小木曽 正人氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員の候補者となります。

以上

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：名古屋市中区金山町一丁目１番１号
ＡＮＡクラウンプラザ　ホテルグランコート名古屋
７階　ザ・グランコート
電話　052－683－4111（代）



交通のご案内
・ＪＲ・名鉄・地下鉄「金山」駅　南口から徒歩で約１分
・名古屋駅（ＪＲ・名鉄）より電車で約５分
・栄より地下鉄で約１０分

お願い
当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

FSC www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080